

## 官報

1814 年以来のオランダ王国の公式出版

第 20958 号

4 月 22 日

2016 年

### 名古屋議定書実施法の実施条項を制定する 2016 年 3 月 31 日の農業大臣規則、第 WJZ / 15145152 号 (名古屋議定書実施法の施行規則)

農業大臣は、

名古屋議定書実施法 (*Wet implementatie Nagoya Protocol*) の第 2 条第 1 項及び第 2 項を考慮して、

下記の通り決定した。

#### 第 1 条

名古屋議定書実施法の第 2 条第 1 項に規定されている規則は下記の通り。

- a. EU における遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書に基づく利用者の遵守措置に関する欧州議会及び理事会規則 (EU) No. 511/2014 (OJ EU 2014, L 150) の第 4 条第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 5 項、第 6 項及び第 8 項、第 7 条第 1 項及び第 2 項、第 8 条第 3 項
- b. コレクションの登録簿、利用者による遵守のモニタリング及び最良の実例に関する欧州議会及び理事会規則 (EU) No. 511/2014 の実施のための規則を詳細にわたり定める欧州委員会実施規則 2015/1866 (OJ EU 2015, L 275) の第 3 条第 1 項第 2 文、第 4 条第 4 項

#### 第 2 条

2014 年 4 月 16 日付の EU における遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書に基づく利用者の遵守措置に関する欧州議会及び理事会規則 (EU) No. 511/2014 (OJ EU 2014, L 150) 第 5 条第 2 項に規定されている通り、コレクションの所有者は、EU 内のコレクションの登録簿にそのコレクションを含めることを経済大臣に請求する。

#### 第 3 条

本規則は、以下のように引用される：名古屋議定書実施法の施行規則。

原文タイトル : Regulation of the Minister for Agriculture of 31 March 2016, No. WJZ/15145152, laying down provisions in implementation of the Nagoya Protocol Implementation Act (Regulation in implementation of the Nagoya Protocol Implementation Act)

原文リンク : [https://absch.cbd.int/api/v2013/documents/2B0C5448-2A87-A536-9084-EB184130B702/attachments/stcrt-2016-20958\\_regeling%20-%20EN.pdf](https://absch.cbd.int/api/v2013/documents/2B0C5448-2A87-A536-9084-EB184130B702/attachments/stcrt-2016-20958_regeling%20-%20EN.pdf)

(最終アクセス日 : 平成 30 年 1 月 22 日)

#### **第4条**

本規則は、掲載された官報の発行日の翌日に発効する。

本規則と付随する注釈は、政府官報に掲載される。

ハーグ、2016年3月31日

農業大臣

M.H.P. ファン・ダム

## 注釈

### 1. 目的と機会

本規則は、名古屋議定書実施法（以下、「同法」）の第2条第1項および第2項を実施するものである。同法は、遺伝資源に関するEU規制の実施の基礎を築いている。同法は、2014年4月16日付のEUにおける遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書に基づく利用者の遵守措置に関する欧州議会及び理事会規則（EU）No. 511/2014（OJ EU 2014, L 150）（以下、「同規則」）、および2015年10月13日付のコレクションの登録簿、利用者による遵守のモニタリング及び最良の実例に関する欧州議会及び理事会規則（EU）No. 511/2014の実施のための規則を詳細にわたり定める欧州委員会実施規則 2015/1866（OJ EU 2015, L 275）（以下、「同実施規則」）と関連している。

第1条は、同規則の第4条、第7条および第8条、同実施規則の第3条第1項および第4条第4項の違反を刑事犯として規定している。これらの条項は、議定書の本質、すなわち遺伝資源の利用者によるデューデリジェンス（相当な注意義務）宣言とその執行の遵守から成っている。同法第8条に従い、経済犯罪法（*Wet op de economische delicten*）が、適用される。これは、本規則で指定された条項に違反しているいかなる行為も経済犯罪であるという意味である。

### 2. 規制的な圧力

本規則は規制的な圧力を引き起こすものではない。この規則は、EU規則の条項と、刑法の下で施行される規則の実施を規定している。名古屋議定書に起因する行政上の負担は、名古屋議定書実施法に含まれている。

### 実施費用

オランダ食品・消費者製品安全機関（NVWA）による年間の実施と施行にかかる費用は約40万ユーロに上る。

### 3. 発効

本規則は、掲載された官報の発行日の翌日に発効する。これは、内閣方針により確定日の変更（議会文書 2009/10、29 515、No. 309）とされている変更の確定日（*Vaste Verandermomenten*）からの逸脱である。内閣方針は、欧州規則の実施に必要なとされている変更の確定日からの逸脱を許容する。

農業大臣

M.H.P. ファン・ダム